
QA42 粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

粉末ジュース、インスタントコーヒーなどの粉末清涼飲料や、青汁などの粉末飲料は、飲用茶のように茶葉から浸出された茶ではなく、溶解又は希釈された粉末自体を摂取することになり、また、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日